

## 政令指定都市移行に伴う保険者番号及び公費負担医療制度番号の変更について

相模原市は平成 22 年 4 月 1 日付けで政令指定都市に移行することとなりました。

これに伴い、各種医療制度の番号等が下記のとおり変更となります。

なお、神奈川県内の保険医療機関、保険薬局、訪問看護ステーション、柔道整復、鍼灸、マッサージ施術所につきましては、3 月中旬頃に神奈川県国民健康保険団体連合会から診療報酬等の請求方法についての通知が発送されますので、ご確認ください。

また、神奈川県外の方につきましては、神奈川県国民健康保険団体連合会のホームページにてご確認ください。

### 1. 保険者番号が変更となるもの

(1) 平成 22 年 4 月 1 日から、下記の保険者番号が変わります。

制度名	担当課 (お問い合わせ先)	変更前(旧) 3月31日まで	変更後(新) 4月1日から		
			緑 区	中央区	南 区
国民健康保険	国民健康保険課 (042-769-8235)	140103	146019	146027	146035
後期高齢者医療制度	地域医療課 (042-769-8231)	39142096	39141510	39141528	39141536
介護保険	介護保険課 (042-769-8321)	142091	141507		

(2) 代表番号について

国民健康保険については、各区ごとの保険者番号のほかに、市全体に対して付番される代表番号があります。代表番号の取り扱いについては、国保連合会のお知らせをご覧ください。

**国民健康保険 代表番号 146001**

なお、後期高齢者医療制度の代表番号は、診療報酬請求には使用しません。

(3) 被保険者証の取り扱い

#### ○国民健康保険

- 平成 22 年 4 月 1 日の政令指定都市移行以前に取得している「相模原市」の被保険者証 (140103) は、平成 22 年 9 月 30 日まで有効です。
- 平成 22 年 4 月 1 日以降に発行される被保険者証は、各区ごとの保険者番号になります。
- 平成 22 年 10 月 1 日に一斉更新を行います。平成 22 年 9 月 30 日までは新・旧保険者番号の被保険者証が使用されますが、どちらの番号も有効です。
- 被保険者番号の変更はありません。

#### ○後期高齢者医療制度

平成 22 年 3 月中に、新しい保険者番号の被保険者証を送付します。(被保険者番号の変更はありません。)平成 22 年 4 月 1 日からは、古い番号の被保険者証は使えませんが、御注意ください。

#### ○介護保険

平成 22 年 3 月下旬に、新しい保険者番号の被保険者証を送付します。(被保険者番号の変更はありません。)平成 22 年 4 月 1 日からは、古い番号の被保険者証は使えませんが、御注意ください。

## 2. 公費負担医療制度について

公費負担医療制度については、番号が変更になる制度と、現在の番号がそのまま継続する制度があります。

### ○ 番号変更となる公費負担医療制度

下記の公費負担医療制度は、平成 22 年 4 月 1 日から番号が変わります。

制度名	担当課 (お問い合わせ先)	変更前 (旧) 平成 22 年 3 月 31 日まで	変更後 (新) 平成 22 年 4 月 1 日から
生活保護制度※ 1	生活支援課 (042-769-9265) 南生活支援課 (042-701-7720)	12142618 (相模原福祉事務所)	12142634 [新設] 緑区 (緑福祉事務所)
			12142618 中央区(中央福祉事務所)
		12142626 (南福祉事務所)	12142626 南区 (南福祉事務所)
自立支援医療費 (更生医療)	障害福祉課 (042-769-8355)	15140106	15146004
障害児施設医療費※ 2	保健福祉施設 設置準備課 (042-769-9813)	79146015 (県所管番号)	79146114 ※ 3
児童措置医療費※ 2		53146015 (県所管番号)	53146114 ※ 3
自立支援医療費 (精神通院) ※ 2		21146014 (県所管番号)	21146048 ※ 3
措置入院 (精神)		20146015 (県所管番号)	20146049 ※ 3

※ 1 現在、相模原福祉事務所が担当する区域の一部 (麻溝地区、橋本・大沢地区及び旧津久井郡地区) が、平成 22 年 4 月 1 日付けで、南福祉事務所 (麻溝地区)、緑福祉事務所 (橋本・大沢地区及び旧津久井郡地区) が担当する区域に編入されます。

このため、当該対象区域に所在地がある生活保護受給者については、平成 22 年 4 月診療分以降の公費負担者番号及び受給者番号が変更となります。

※ 2 対象者には、平成 22 年 3 月中に新しい受給者証 (受診券) を送付します。

平成 22 年 3 月 31 日までは県発行の受給者証 (受診券) を使い、平成 22 年 4 月 1 日からは市発行の新しい受給者証 (受診券) を使います。

※ 3 本市分の対象者のみが県所管番号から変更になります。

## ○番号が変更とならない公費負担医療制度

下記の制度の番号は変わりません。引き続き現在と同じ番号となります。

制度名	担当課 (お問い合わせ先)	番 号
重度障害者医療費助成制度	地域医療課 (042-769-8231)	80140106
小児医療費助成制度		81140105
ひとり親家庭等医療費助成制度		85140101
自立支援医療（育成医療）	健康企画課 (042-769-8345)	16146052
母子保健法養育医療		23146053
小児慢性特定疾患		52146057
療養介護医療費	障害福祉課 (042-769-8355)	24146110
結核公費（通院）	保健予防課 (042-769-8346)	10144012
結核公費（入院）		11144011
結核児童療育給付		17146051
感染症の入院医療		28144012
新感染症の入院医療		29144011
特定疾患医療受給者証（一部自己負担有）		51146025
特定疾患医療受給者証（一部自己負担無）		51146017
中国残留邦人等の医療支援給付		地域福祉課 (042-769-9222)

### (1) 公費負担医療制度でご注意いただきたい点

#### ◆医療費助成制度について

重度障害者（公費番号 80）、小児（公費番号 81）、ひとり親家庭等（公費番号 85）の各医療証に記載されている住所は、平成 22 年度中に順次、政令指定都市移行後の住所に変更します。

平成 22 年 4 月 1 日以降に、区名が入っていない旧住所の医療証を使用される場合がありますが、そのまま使用できますので、通常通り処理してください。

なお、平成 22 年 4 月 1 日以降に発行した医療証は、新住所で交付されます。

#### ◆ 医療証の住所更新の時期

重度障害者（公費番号 80）	平成 22 年 10 月 1 日に一斉更新
小児（公費番号 81）	次の年齢の医療証に更新される時
ひとり親家庭等（公費番号 85）	平成 23 年 1 月 1 日に一斉更新

## 3. 医療機関コード、薬局コード等の取り扱いについて

政令指定都市への移行に伴う、医療機関コード、薬局コード、訪問看護ステーションコード及び柔道整復師の受領委任契約番号の変更はありません。現在の番号をそのままお使いください。

また、政令指定都市移行に伴う住所、郵便番号の変更について、関東信越厚生局への手続きは不要です。なお、保険医療機関 保険薬局指定通知書等の再発行はされません。

医療機関コード等のお問い合わせは、関東信越厚生局神奈川事務所【045-270-2053(代表)】までお願いします。